会　　報　≪第429号≫

次代を築くヒューマン・ネットワーク

一般社団法人兵庫県建築会

令和3年7月1日

目　　次

Ⅰ　特別寄稿

「令和３年度兵庫県の住宅・建築関係主要施策」　・・・２～５頁

兵庫県県土整備部住宅建築局長　柴田　和弘　氏

Ⅱ　会員寄稿　・・・６頁

「(株）ピアレックス・テクノロジーズ」

（株）ピアレックス・テクノロジーズ　代表取締役　三輪　周美　氏

Ⅲ　お知らせ　行事予定、編集後記　・・・７頁

Ⅵ　広報コーナー　ひょうごスタイル、兵庫県住宅再建共済制度

・・・８～９頁

『令和３年度の兵庫県の住宅・建築関係主要施策』

兵庫県県土整備部住宅建築局長　柴田和弘

建築会の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素から本県の住宅・建築行政につきまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年度の住宅・建築関係の主要施策の概要について新規・拡充したものを中心に紹介します。なお、一部の市町では利用できない補助制度などがありますので、詳しくは県・市町のＨＰをご覧ください。

１　安全・安心

(1) 建築物耐震化の推進

南海トラフ地震等の発生の切迫性が指摘されている中、住宅・建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、「兵庫県耐震改修促進計画」（計画期間：H28～R7）に基づき、住宅・建築物の耐震改修を促進する施策を総合的に進めます。

①　ブレース補強による改修工事

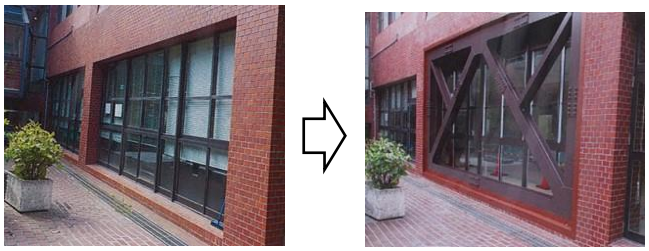

②　住宅の耐震化の推進

昭和56年５月以前に着工された旧耐震基準の民間住宅の耐震化を進めるため、「簡易耐震診断推進事業」（耐震診断員の派遣）、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（住宅の耐震改修や建替え工事等への補助）及び「防災ベッド等設置助成事業」（防災ベッド等の設置への補助）による支援を行います。本年度からは、戸建住宅の低コストな耐震改修工事への補助率を1/3相当から4/5相当に拡充、旧耐震マンションの建替工事への補助制度を創設するとともに、マンションの耐震化については県民要件・所得要件を廃止し、補助対象者を各個人から管理組合に変更して手続を大幅に簡素化するなど、支援の充実を図っています。また、戸建住宅の「低コスト耐震改修工法」や耐震改修に関する各種支援策などを紹介するパンフレットを作成し、市町が行う出前講座・相談会などで普及啓発を図ります。

③　多数利用建築物の耐震化の推進

大規模多数利用建築物については、耐震改修の設計及び工事を支援します。特に、避難所として利用されるホテル・旅館等に対して重点的に支援します。また、中規模及び小規模多数利用建築物については、耐震診断を支援するとともに、中規模多数利用建築物で避難所として利用されるホテル・旅館等に対しては、耐震改修の設計及び工事を支援します。

(2) 建築物の土砂災害対策への支援

災害危険区域内の既存不適格住宅等の除却や移転に加え、土砂災害特別警戒区域内での除却や移転及び防護壁の整備等を支援しています。本年度からは、防護壁等整備支援に係る補助率を1/3から1/2に拡充するとともに、補助限度額を従前の1.5倍に引き上げ、支援の充実を図っています。

２　環境との共生

○太陽光発電施設等の設置の適正化

太陽光発電施設や風力発電施設と地域環境との調和を図り、良好な環境や安全な県民生活を確保するため、施設基準や住民との調整などの手続を定めた「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に基づき、太陽光発電施設等の適正な設置を誘導します。なお、条例の手続逃れの疑いのある事案等に的確に対応するため、令和３年３月に運用マニュアルを改定し、事業区域の取扱い等を明確化しました。

３　魅力と活力

(1) 兵庫県住生活基本計画等の改定

県民の住生活の安定の確保・向上の促進を図るため、住宅政策の総合的な指針となる「兵庫県住

生活基本計画」及び高齢者の住宅施策と在宅福祉施策を連携して推進するための「兵庫県高齢者居住安定確保計画」を本年度改定します。

(2) 市街化調整区域における計画的なまちづくりの推進

市街化調整区域における土地利用規制が地域の活力低下を引き起こしているとの指摘があることから、地区計画制度や特別指定区域制度の柔軟かつ効果的な運用に取り組みます。また、都市計画法の改正により、令和４年４月から原則として特別指定区域に災害ハザードエリアを含まないこととされることを踏まえ、本年度は、既指定の特別指定区域における建築物の立地に際する安全対策やそれに要する費用、土地利用や地域経済活動への影響等について調査・分析し、その成果を踏まえて開発許可等に係る災害安全基準を策定します。

(3) 古民家の再生

優良な住宅ストックである古民家の再生を促進することにより、既存ストックの有効活用や、伝統的木造建築技術、まちなみ景観の維持・継承を図るため、地域の大工・建築士等の専門家を無料で派遣して建物調査や再生提案を行います。さらに、適切な施設運営計画を策定するために経営コンサルタント等へ調査・評価を依頼する場合の費用及び地域活動や交流・宿泊体験施設、店舗など地域活性化に資する施設へ再生する場合の改修工事費の一部を補助します。なお、本年度からコワーキングスペースに改修する際に、Wi-Fi設備など事務機器取得費を補助対象に追加しています。

【 R1 改修事例　伊丹市（篦(やの)邸） 】

(4) 空き家対策の総合的推進

世帯数の減少により、今後一層の増加が見込まれる空き家に対して、県・市町・民間事業者が連携し、予防・利活用・適正管理の３方向から総合的に対策を推進します。

予防については、冊子「空き家発生予防の手引」を活用し、県民の空き家対策に関する意識啓発と活用・管理等に関する知識の普及に取り組みます。

利活用については、空き家を住宅や事業所、地域交流拠点として活用する際に改修工事費の一部を補助する「空き家活用支援事業」に取り組みます。本年度から、UJIターン世帯向けの住宅や事業所、学生シェアハウス及びワーケーション施設への改修の補助額を拡大し、コワーキングスペースとして改修する際に、Wi-Fi設備など事務機器取得費を補助対象に追加するとともに、予算額を昨年度当初に比べ約1.4倍に大幅増額しています。また、空き家の利活用をより一層推進していくため、市町、学識経験者及び事業者等で構成する空き家活用特区検討会を開催し、地域ごとの課題の抽出及び施策の方向性を検証し、条例化を含め、効果的な方策を検討します。

適正管理については、危険な空き家の除却費を補助する市町の負担を軽減する「老朽危険空き家除却支援事業」に取り組みます。なお、本年度は予算額を昨年度当初に比べ約1.8倍に大幅増額しています。

併せて、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町が進める空き家対策に対する情報提供や技術的助言を行います。

【 R2 改修事例　佐用町（glaminka） 】

(5) マンション管理適正化推進計画の策定

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の改正により、令和４年度から、県は町域（市は市域）において指導・助言等の実施や優良なマンション管理計画の認定が可能となったことから、マンション管理適正化の推進を図るため、市町や関係団体と連携し、マンション管理適正化推進計画を本年度策定し、認定制度の円滑な運用の実施等に向けた検討を進めます。

(6) 三世代同居対応改修工事の推進

家族の支え合いにより、在宅にて子育てがしやすい環境を整備するため、本年度から、三世代同居の実現に資する改修工事を実施する者に対し、その改修工事費の一部を補助します。

４　自立と連携

(1) オールドニュータウンの再生

「兵庫県ニュータウン再生ガイドライン」の普及啓発を図るとともに、郊外型住宅団地再生先導的支援事業の活用促進により、地域や市町が実施する再生に向けた取組に対して支援を行います。また、地域主体のオールドニュータウン再生のモデルとして、明舞団地において、住み替え相談窓口の運営や世代間交流イベントの開催、学生シェアハウスの入居募集など若年・子育て世帯の転入促進や高齢化した住民の生活を支援する取組を推進するとともに、郊外型住宅団地の分譲マンションの再生に向けた普及啓発に取り組みます。

(2) 多自然居住の推進

県と14市町等で構成する「ひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会」による「田舎暮らしフェア」の開催、関連イベントへの出展、ＨＰやＳＮＳによる情報発信等により、自然と調和した豊かなライフスタイルの実現、都市と多自然地域の地域間連携の強化及び交流人口の拡大を推進します。

【 R2.10　ひょうご田舎暮らしフェア in 大阪 】

(3) リノベーションまちづくりの推進

市街地やニュータウンなどの活力低下への対策として、空き家や空き店舗に起業者を呼び込む「リノベーションスクール」を開催する市町等を支援するとともに、明舞団地において県がスクールを開催します。昨年度の明舞団地では、戸建て住宅を私設図書館やシェアキッチンに活用する計画や児童公園をユニークなイベントに活用する計画などが提案され、計画の実現に向けて活動中です。

■リノベーションスクール

スクールでは、地域内外から受講生を募り、専門家の指導を受けながら、地域内の空き店舗や公共空間などを対象に利活用計画を作成。スクール最終日には、受講生による利活用計画の公開プレゼンテーションを実施。スクール後に計画の具体化を目指します。

【R2.11　リノベーションスクール（明舞団地）】

【R3.4　児童公園のイベント（明舞団地）】

５　県営住宅の整備・管理

(1) ひょうご県営住宅整備・管理計画の改定及び推進

県営住宅の目指すべき方向や整備と管理に関する基本方針・施策等を定めた「ひょうご県営住宅整備･管理計画」を住宅審議会の議論を踏まえて本年度改定するとともに、これに基づき、効率的で効果的な整備・管理を推進します。

(2) 県営住宅の効率的・効果的な整備

建替えや計画的な改修（耐震改修、エレベータ設置等）により、良好なストックを提供するとともに、効率的な運営に向けて集約事業を着実に実施します。

【 R2.8 竣工　姫路御着住宅第３期 】

■令和３年度建替事業着手予定団地

白川台住宅	(神戸市)
伊川谷住宅	(神戸市)
尼崎西川住宅	(尼崎市)
西宮老松住宅	(西宮市)
宝塚山本住宅第４期	(宝塚市)
明石大久保南第２期	(明石市)

(3) 社会の動向に対応した県営住宅管理の推進

立地のよい住戸も含め、毎月募集数を拡大するとともに、応募のなかった住戸は積極的に先着順に入居申込を受け付けるなど常時募集を拡充することで、入居率の向上を図ります。また、新婚・子育て優先枠の確保などにより、多様な世代構成による団地コミュニティの形成を図ります。加えて、県外からの移住・定住の受皿として活用するとともに、空き住戸を活用した学生シェアハウスなど、地域の実情に応じた取組を推進します。

(4) 建替事業等の県・市連携に向けた検討

市町と連携し、近接する県・市営住宅の効率的な建替えや高齢者の見守りなど管理業務の効率的な実施に向けた調整を行います。

６　県有施設の整備

「災害から暮らしを守る施設づくり」、「地球環境保全に資する施設づくり」、「人にやさしい施設づくり」、「県有施設の有効活用の推進」の４つの整備方針に基づき、安全・安心で地球環境保全に対応した施設づくりを進めます。

【 R3.2 竣工　芸術文化観光専門職大学 】

県立はりま姫路総合医療センター(仮称)建設中 】

■令和３年度着手予定の主要な営繕工事

【設計】
- 姫路工学キャンパス整備事業（新３号館、新４号館）（姫路市）
- 阪神南地域新設特別支援学校整備事業（西宮市）
- 川西こども家庭センター一時保護所整備事業（川西市）
- がんセンター建替整備事業（明石市）

【工事】
- ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）整備事業（神戸市）
- 防災人材育成拠点整備事業（三木市）
- 県立総合衛生学院建替整備事業（神戸市）
- 日高高等学校講義棟整備事業（豊岡市）
- 阪神北地域新設特別支援学校整備事業（川西市）

※工事・設計等の発注予定については「入札情報サービス」に掲載しています。
https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj

新型コロナウイルスの影響が今後も続くと思われますが、引き続き県政へのご協力をお願いします。

Ⅱ　会　員　寄　稿

『㈱ピアレックス・テクノロジーズ』

代表取締役　三輪　周美　氏

弊社は、フッ素系アイオノマー+光触媒の世界初の特許技術（特許 4522886 号）を基に、さらなる性能向上や現場施工に適応させた「ピュアコート®」。をはじめ、フッ素樹脂をベースにした特殊塗料の製造・販売・施工をしております。
最近では高性能な室内用光触媒フッ素樹脂コーティング材の開発に成功し、打ち放しコンクリートの再生や美観維持などの塗装工事でも設計事務所等の高評価をいただいております。

＜事例紹介＞
新築：ピュアコート水性、ピアレックスＲＣ工法

太子町庁舎

斑鳩小学校

ワコーレ垂水ガーデンテラス

改修：ピアレックスＲＣ工法

施工前

施工後

ピュアコートは、
光触媒の分解力＋フッ素系アイオノマーの親水性で建物の汚れを防止します。加えて、フッ素系アイオノマーの特性を最大限生かし、高耐候性、柔軟性、防カビ性、防塵性、環境対応性も兼ねそろえております。広範な基材にも施工可能で、建物全体をピュアコートで防汚、保護することが出来ます。

＜情報の提供＞
弊社では、建築事務所様（建築士様）への情報提供の一環として、
　ＣＰＤプログラム認定講習会
　建築事務所内での展示会・説明会
等の開催を積極的に進めさせていただいております。是非！ご遠慮なくお問い合わせください。

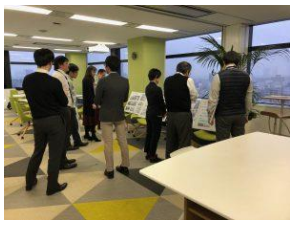

弊社事業所
本社・大阪営業所
大阪府泉大津市条南町 4-14
TEL：0725-22-5361
FAX：0725-22-5363

東京営業所
東京都台東区寿 3-14-11
蔵前チヨダビル７階
TEL：03-5830-0055
FAX：03-5830-0056

中部営業所
三重県三重郡川越町亀崎新田 77-568
TEL：059-363-5151

全社員 15 名で頑張っています。
今後ともよろしくお願いいたします。

参考：主要株主
　　チヨダウーテ株式会社（東証 JQS）

Ⅲ　お知らせ

◎　　行事予定

1　第４９３回月例会

日時：令和３年７月８日（木）
　　１３：００～１４：００
場所：東急 REI ホテル
演題：「知って防ごう熱中症」
講師：（株）大塚製薬
　　アドバイザー　真鍋　晶子　氏

2　第４９４回月例会

日時：令和３年９月９日（木）
　　１３：００～１４：００
場所：東急 REI ホテル
演題：「地域の防災力」
　　～自助、公助、共助～
講師：関西国際大学経営学部教授
　　村田　昌彦　氏

なお、これら行事につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に鑑みて、中止、延期等が想定されます。変更等のお知らせは郵便、メール等でご案内しますのでご了知ください。

◎編集後記

７月１日といえば、全国各地で山開き、海開きをするところが多いようです。
霊峰富士山では、神事のあと白衣に金剛杖の山伏姿の行者たちが「六根清浄」と唱えながら、登り初めをします。
これは一説には成人儀礼の名残で、単に山に登るというのでは無く、滝に打たれたりもして、神様との出会いの場でもあったそうです。
さらに、７月７日は大昔「棚機」といった牽牛と織女の二星が年に一回出会う「七夕」があります。

中国古来の考え方では、３月３日（桃の節句）、５月５日（端午の節句）、９月９日（菊の節句）と同じ数字が重なることが大事だったことからきているそうです。
七夕は日本で昔から恋物語に因んで多くの歌が詠まれてきました。
たとえば万葉集から
「天の川水さえに照る舟泊て
　　舟なる人は妹と見えきや」
　　―柿本人麻呂―

しかし、新暦の七夕は立秋の前で暦の上では夏に行われますが、季語としては秋になります。

梅雨入りがすこぶる早くなり、猛暑が予想されるようですが、コロナ禍のなか熱中症が加わるようで、症状なども似ているところもあり、十分に気をつけてください。
今月の月例会は、熱中症に関わるものですので、是非ご出席していただければと思っています。

事務局　：　吉本義幸、石井滝実子
電　話　：　078－996-2851
ＦＡＸ　：　078－996-2852
Email　：　archit-k@axel.ocn.ne.jp

Ⅳ　広報コーナー

新型コロナウイルスの感染拡大を予防する
「ひょうごスタイル」

兵庫の新たな生活様式「ひょうごスタイル」を取り入れ
新型コロナウイルス感染拡大予防にご協力をお願いします

Ⅰ　感染拡大を予防する「日常生活」（ライフスタイル）

1　ウイルスとの共存を意識した生活習慣

（1）「3密」（密閉・密集・密接）の回避
（2）身体的距離（ソーシャルディスタンス）の確保（できるだけ2m。最低1m）
（3）マスクの着用（※）、咳エチケットの徹底
（4）手洗い・手指消毒（手洗いは30秒程度、石けん・消毒薬の利用）
（5）体温測定・健康チェック（熱や風邪の症状がある時は自宅で療養）
（6）発症時やクラスター発生時に備え、いつ誰とどこで会ったかを記録

※熱中症リスクを考慮し、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合は、マスクをはずす。

2　日常生活の各場面別の行動スタイル

（1）買い物	□ 通販、電子決済の利用　□ 展示品への接触は控える □ レジに並ぶときは、前後にスペース □ 計画を立て、1人又は少人数ですいた時間に素早く済ます
（2）公共交通機関	□ 会話は控えめに　□ 混んでいる時間帯を避ける □ 徒歩や自転車も併用する
（3）食事	□ 持ち帰りや出前、デリバリーも利用 □ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける □ 対面ではなく、横並びで座る　□会話は控えめに □ 大皿は避け、料理は個々に
（4）娯楽・スポーツ等	□ 公園はすいている時間、場所を選ぶ　□ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用 □ ジョギングは少人数で　□ すれ違うときは距離をとる □ 予約制を利用する　□ 歌や応援は、十分な距離の確保かオンラインで
（5）冠婚葬祭等	□ 多人数での会食は避ける □ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

Ⅱ　感染拡大を予防する「働き方」（ワークスタイル）

□ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤の推進　□ 会議はオンラインで
□ 対面での打合せは換気とマスクを　□ 発熱など体調不良の従業員の出勤を停止　□ 職場での「3密」防止

Ⅲ　自然災害と感染症との「複合災害」への備え（災害文化）

1　「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」の活用

2　複合災害に対応するための事前準備

- 自然災害と感染症との「複合災害」に備え、避難場所・避難所の確認や避難所での対応等について、事前に準備
- 避難判断にあたっては、「マイ避難カード」や「ひょうご防災ネット」アプリを活用

安心をカタチに

兵庫県住宅再建共済制度

フェニックス共済

フェニックス
サポーター
はばタン

自然災害から守りたい「住まい」と「くらし」

今後、もしも！！

南海トラフ地震が発生したら

- 30年以内の発生確率 最大80%！
- 県内の被害想定 全半壊21.5万棟！

活断層地震が発生したら

- 油断できない「山崎断層帯」「上町断層帯」など

大型台風が直撃したら
豪雨による災害が発生したら

自然災害で被災した住まいの再建に備えて 兵庫県が実施する共助のしくみ！

県内に住宅（戸建て・マンションなど）をお持ちの方に

住宅再建共済

年額5,000円で
再建、補修時等に
最大600万円給付!

※半壊（損害割合20%）以上

プラス

一部損壊特約

年額500円で
補修時等に
25万円給付!

※損害割合10%以上20%未満

県内の住宅（借家含む）にお住まいの方に

家財再建共済

単独加入 年額1,500円で
住宅とセット加入の場合 年額1,000円で
購入・修復時に 最大50万円給付!

※床上浸水・半壊以上

※ 住宅の被害認定（損害割合）は、住宅の所在する市町が発行する「り災証明書」によります。

- 地震・津波・豪雨・台風・地すべり・竜巻など、あらゆる自然災害による被害が対象です。
- 住宅の築年数や規模、構造等と関係なく、定額負担で定額給付です。
- 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。

お問い合わせ

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金
コールセンター 078-362-9400（平日9:00~17:00）
FAX：078-362-4082
E-mail jutakukyosaikikin@pref.hyogo.lg.jp
フェニックス共済 検索 ※加入申込書はダウンロードできます※

「加入申込書付きパンフレット」は、県庁・県民局・県民センター・市役所・町役場・郵便局（簡易郵便局除く）にあります。

クレジットカードでのお支払いの方は、インターネットからのご加入が便利です！